

北海道「核燃料税」の更新

北海道から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の北海道「核燃料税」の概要は以下のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 課税団体 | 北海道 |
| 税目名 | 核燃料税（法定外普通税） |
| 課税客体 | ①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業 |
| 課税標準 | ①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 |
| 納税義務者 | 発電用原子炉の設置者 |
| 税率 | ①価額割：100分の8.5 ②出力割：37,750円／千kW／課税期間（3か月） |
| 徴収方法 | 申告納付 |
| 収入見込額 | （平年度）約1,801百万円 |
| 非課税事項 | — |
| 徴税費用見込額 | — |
| 課税を行う期間 | 5年間（令和5年9月1日～令和10年8月31日） |

- ・ 令和4年12月15日 北海道議会にて条例案可決
- ・ 令和5年1月24日 総務大臣協議
- ・ 同年3月17日 総務大臣同意
- ・ 同年9月1日 条例施行（予定）